

## エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)について

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の規定に基づき、床面積の合計が2,000㎡以上(平成22年4月1日以降は300㎡以上)の建築物(※特定建築物)を新築・増改築する場合、大規模修繕等を行う場合には、建築主は省エネルギー措置の届出をすることが義務付けられています。また、届出を行った建築物については、3年に1回の定期に維持保全の状況に関しての定期報告書の提出が必要となります

※ 特定建築物…平成22年4月1日以降は、第1種特定建築物と第2種特定建築物に分類されます。第1種特定建築物と第2種特定建築物の違いは別表1を参照してください。

### 1. 届出について

#### ■概要

省エネ法の届出は、原則として工事着工の21日前までに所管行政庁(県または建築主事を置く市)に正・副の2部を提出することが義務付けられています。

※ 所管行政庁の県管轄分については、茨城県土木部都市局建築指導課にお問い合わせください。提出については、直接窓口にお持ちいただくか、郵送でも受付を行っております。

#### ■届出書類

- ・ 届出書(省令第1号様式)
- ・ 添付書類(PAL、CEC等の計算の内容を示す図面等)

※変更届出書(省令第2号様式)※届出をした後に、計画の変更をした場合の様式です。

エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令(国土交通省HP)を参照してください。

### 2. 定期報告について

#### ●概要

届出を行った建築物については、3年に1回の定期に、所管行政庁へ届出に係る措置の維持保全の状況の定期報告書を提出していただく必要があります。

例. 平成18年度に届出を行った場合、平成21年度内に定期報告書を提出する必要がある。

あります。

※ 定期報告の対象項目は、届出を行った項目のみが対象となります。

※ 国が指定した登録調査機関による調査を受けた場合は、その期の定期報告は不要となります。

※ 2000㎡未満の住宅は定期報告の対象となりません。

●届出書類

・ 定期報告書（省令第3号様式）

エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令（国土交通省HP）を参照してください。

### 3. 関連ホームページについて

- 財団法人 建築環境・省エネルギー機構HP
- 国土交通省HP（改正省エネ法関連）

【問合せ先】 茨城県土木部都市局 建築指導課 建築グループ  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
TEL 029-301-4727  
FAX 029-301-4739

## 省エネ法における第一種特定建築物と第二種特定建築物の比較

	第一種特定建築物 (床面積2000㎡以上)	第二種特定建築物 (床面積300㎡以上2000㎡未満)
省エネ措置の届出対象となる行為	新築、一定規模以上の増改築	新築、一定規模以上の増改築
	屋根、壁又は床の一定規模以上の修繕又は模様替	—
	空気調和設備等の設置又は一定の改修	—
届出義務違反	50万円以下の罰金	
届出に係る省エネ措置が判断基準に照らして著しく不十分であるときの措置	指示	勧告
	(指示に従わなかったとき) 公表	—
	(正当な理由なく、指示に係る措置をとらなかったとき) 命令	—
	命令違反→100万円以下の罰金	—
定期報告の対象	省エネ措置の届出をした者	省エネ措置の届出をした者 (住宅を除く)
	届出事項に係る維持保全の状況	届出事項に係る維持保全の状況 (空気調和設備等の省エネ措置に限る)
報告義務違反	50万円以下の罰金	
報告事項が著しく不十分であるときの措置	勧告	勧告